

延岡市道草刈報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市道において自治会その他市長が認める団体（以下「自治会等」という。）が行う地域活動としての草刈作業を支援し、もって市内の道路美化及び市民の道路愛護意識の向上を図ることを目的として、予算で定めるところにより延岡市道草刈報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 報奨金の交付対象団体は、自治会等であって地区内の市道（幹線道路を除く。）の草刈作業を行う団体とする。

(交付申請)

第3条 報奨金の交付申請をしようとする交付対象団体の代表者は、市道草刈報奨金交付申請書（様式第1号）に作業実施予定場所が分かる図面を添えて、草刈作業を行う2週間前までに市長に提出しなければならない。

2 報奨金の交付申請は、1年度につき2回を限度とする。

(交付金額)

第4条 市長は、報奨金の交付申請をした者（次条において「申請者」という。）が草刈作業を実施した路線において草刈の実施延長を計測し、実施延長1m（刈幅は、原則として1mとする（市長が別に認める場合を除く。）。）当たり14円として報奨金の交付額を決定する。

(作業完了報告及び請求)

第5条 申請者は、草刈作業の完了後2週間以内に作業完了報告書（様式第2号）、請求書（様式第3号）及び作業の実施状況が分かる写真を市長に提出するものとし、申請者の代表者名と奨励金の振込口座の名義人が異なる場合は、委任状（様式第4号）を併せて提出するものとする。

(報奨金の支払)

第6条 市長は、請求書を受理してから30日以内に報奨金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。